

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2024年度末	2025年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	11,090,787	12,460,708
基金等	1,052,424	1,022,897
価格変動準備金	1,170,519	1,073,191
危険準備金	1,047,741	1,064,961
一般貸倒引当金	2,141	2,089
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）) × 90%（マイナスの場合 100%）	4,401,271	6,125,772
土地の含み損益 × 85%（マイナスの場合 100%）	552,241	557,753
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,309,273	1,307,017
負債性資本調達手段等	1,479,393	1,241,083
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	75,780	65,941
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,238,315	2,568,351
保険リスク相当額 R1	124,916	124,340
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	77,230	76,246
予定利率リスク相当額 R2	128,401	126,175
最低保証リスク相当額 R7	5,000	4,953
資産運用リスク相当額 R3	2,047,898	2,375,072
経営管理リスク相当額 R4	47,668	54,135
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	990.9%	970.3%

(注) 1. 2024年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。2025年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。